

# 「レジオネラ症」防止のためのお風呂の衛生管理

平成22年1月  
島根県県央保健所

## レジオネラ症とは？

レジオネラ症はレジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、レジオネラ肺炎とポンティアック熱の2種類があります。

### ○レジオネラ肺炎

【主症状】 高熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気、下痢、意識障害  
【特徴】 急激に重症になり死亡することもある

### ○ポンティアック熱

【主症状】 発熱、寒気、筋肉痛  
【特徴】 一般に軽症で多くは数日で回復する

## 感染源・感染経路

レジオネラ属菌を包んだエアロゾルが感染源です。

レジオネラ属菌は、土の中や河川、湖沼など自然界に生息しています。身の回りでは、循環式浴槽などに付着する生物膜（ぬめり）に生息するアメーバなどの原生動物の体内で大量に繁殖します。人への感染は、衛生管理の悪い設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染することが知られています。レジオネラ症は、人から人へは感染しません。

◎きちんと衛生管理されていない入浴施設などが感染源になっています。

## レジオネラ属菌が検出されたら？

自主検査でレジオネラ属菌が検出（10cfu/100ml以上）された場合には、速やかに保健所に連絡してください。

- 1 保健所への連絡
- 2 使用を中止し、保健所が指示するまで浴槽などの現状保持（独自の判断で消毒剤の投入はしない）
- 3 感染者の把握
- 4 施設の清掃、消毒の実施（循環式浴槽の場合は、ろ過装置、循環配管、貯湯槽の消毒が必要。場合によっては専門業者と相談のこと。）

◎措置後、再検査で適合となるまで営業自粛

【連絡先】  
島根県県央保健所（衛生指導グループ）  
TEL 0854-84-9805  
FAX 0854-84-9819

## ◎衛生管理

### 水質検査

- 非循環浴槽、循環式浴槽で毎日換水する場合
    - ・1年に1回以上のレジオネラ属菌検査
  - 循環式浴槽で連日使用する場合
    - ・1年に2回以上（塩素消毒以外の消毒の場合1年に4回以上）のレジオネラ属菌検査
- ※検査結果は、検査の日から3年間保管  
※検査結果が基準を満たさない場合は、速やかに保健所に連絡

### ○検査機関

(財)島根県環境保健公社（電話 0852-24-0207）環境理化学研究所（0853-23-1655）  
ハイメック中国事業所（0854-22-1910）三菱化学ピーシーエル(株)松江営業所（0852-27-5735）

### 管理記録

- 自主管理手引書と点検表（チェックリスト）
  - ・衛生管理を行うための自主管理手引書と点検表を作成し、従業員に周知徹底する
  - ・責任者を定め、日常の衛生管理に当たらせる
  - ・衛生管理の記録は3年間保存する

## ◎設備・機器管理

### 貯湯タンク

- ・原湯（循環使用しないで供給される温水）を貯湯する槽を設置する場合は、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること
- ・定期的に貯湯槽の生物膜の除去を行うための清掃・消毒を実施する

### ろ過器等循環配管

- ろ過器
  - ・ろ材は十分な逆洗浄が行えるものであること
  - ・1週間に1回以上逆洗浄し、適切な消毒方法で生物膜を除去する
- 集毛器（ヘアキャッチャー）
  - ・集毛器はろ過器の前に設置、清掃は毎日行う
- 消毒器
  - ・浴槽水の消毒用の塩素系薬剤等の注入（投入）口は、ろ過器の直前に設置し、その維持管理を適切に行う
- 循環配管
  - ・1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去し浴槽を清掃する

### 浴槽上がり用湯水

- 浴槽水
  - ・浴槽は常に満杯の状態にし、毎日完全に換水する（ただし、消毒装置を設置している場合は1週間に1回以上完全に換水する）
  - ・浴槽水を循環させる設備では、吐出口付近に飲用できない旨の表示など浴槽水の誤飲を防ぐ措置を講ずる
  - ・ろ過器を使用又は連日使用している浴槽水の消毒は、原則として塩素系薬剤を使用する。浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、0.2~0.4 mg/l程度を保つとともに、測定結果は3年間保管する
- 上がり用湯水
  - ・上がり用湯水（洗い場の給湯・給水栓（シャワーを含む。）から供給される湯水）は、浴槽水を用いない